

株式会社デ・ウェスタン・セラピテクス研究所

定 款

定 款

第1章 総 則

（商 号）

第1条 当社は、株式会社デ・ウェスタン・セラピテクス研究所と称し、英文では D. Western Therapeutics Institute, Inc. と表示する。

（目 的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （1）医薬品および医薬部外品の研究開発
- （2）医薬品および医薬部外品の開発指導の受託業務
- （3）医薬品および試薬の製造ならびに販売
- （4）前各号に付帯する一切の業務

（本店所在地）

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

（機 関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査等委員会
- （3）会計監査人

（公告の方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、166,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い、手数料および株主の権利行使に関しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序によって、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権ある他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第 18 条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第 19 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
 - 4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 20 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序によって、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

- 第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 24 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規則）

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役の責任免除）

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第 28 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会規則）

第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第31条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の報酬等）

第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

（事業年度）

第34条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

（期末配当金）

第35条 当会社は株主総会の決議によって、毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

（除斥期間）

第37条 当会社の期末配当金および中間配当金が、その支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

附 則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1 第 25 期定時株主総会の終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条の定めるところによる。